

「災害時におけるごみ焼却施設への薬品 及びセメント供給の協力に関する協定」を 市内 3 社と横浜市が締結！

ごみ焼却施設では、公害防止等を目的として様々な薬品^{*1}を使用しています。また、焼却灰を固化させるためセメント^{*2}を使用しています。災害発生時には、これらの薬品及びセメントの入手が困難となることも想定されます。

そこで、横浜市では昨年度「災害時におけるごみ焼却施設への薬品供給の協力に関する協定」を、エスケー化学株式会社と締結いたしました。今年度は、薬品供給の協定を小林化学産業株式会社と、セメント供給の協定を株式会社永島商店及び株式会社渡邊商店と締結し、更なる災害時の処理体制の強化を図ります。

1 概要

横浜市は、災害時のごみ焼却において、薬品・セメントの供給が必要となったときは、協力者に対して供給の協力を要請することができ、要請を受けた協力者は可能な限り協力するものとします。災害時の供給の要請は、横浜市が口頭等により行い、相手側の承諾をもって成立するものです。

2 協定締結期間

令和元年 11 月 1 日（金）から 1 年間（協定終了の意思表示をしない限り、期間終了日翌日から 1 年間協定を更新する。）



小林化学産業(株) 横浜市資源循環局
小林代表取締役 八ヶ崎適正処理計画部長



(株)永島商店 横浜市資源循環局
鶴谷代表取締役 八ヶ崎適正処理計画部長



(株)渡邊商店 横浜市資源循環局
渡邊代表取締役 八ヶ崎適正処理計画部長

3 協定締結者

(1) 小林化学産業株式会社 小林代表取締役

小林化学産業株式会社は鶴見区に所在し、試薬、化学工業薬品、理化学機器等の取扱いを行い、地域のお客様の発展をサポートする密着したサービスを提供しています。

(2) 株式会社永島商店 鶴谷代表取締役

株式会社永島商店は神奈川区に所在し、セメント、砂利、砂、砕石等の取扱いを行い、お客様のニーズに基づく効果的なサービスを展開しています。

(3) 株式会社渡邊商店 渡邊代表取締役

株式会社渡邊商店は栄区に所在し、セメント、コンクリート製品、グレーチング、下水道用塩ビ製品等の取扱いを行い、地域の発展に貢献しています。

【※1 ごみ焼却施設で使用する薬品とは？】

ごみの焼却によって発生した排ガスには、塩化水素や、硫酸化物、窒素酸化物及び水銀などの有害物質を含んでいます。

この排ガス中の有害物質を除去するために、消石灰や活性炭及びアンモニアなどの薬品を使用します。

ろ過式集じん器（バグフィルタ）は、布製の袋状のフィルタになっており、フィルタ直前に消石灰などを吹き込むことにより、排ガス中の塩化水素や硫酸化物等の酸性ガスを中和除去し、活性炭によって、水銀を吸着除去します。

その後、排ガスにアンモニア水気化ガスを吹き込み、脱硝触媒で窒素酸化物を分解除去しています。



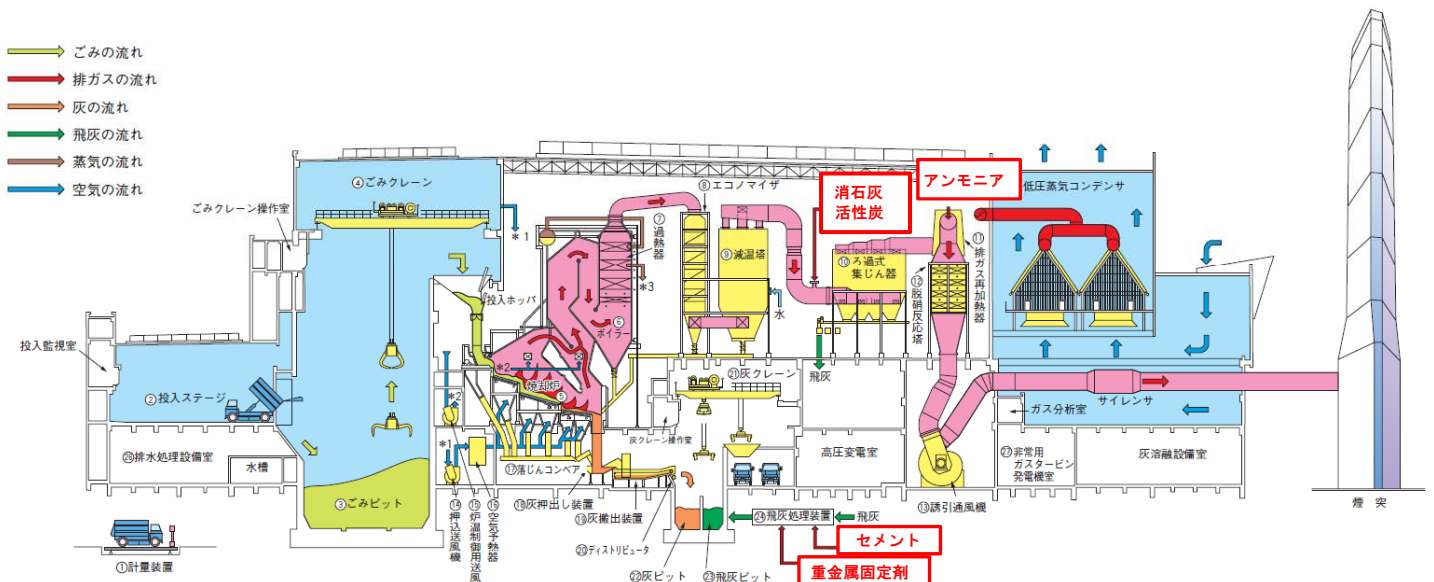
ろ過式集塵機

【※2 セメントによる固化とは？】

ろ過式集じん器（バグフィルタ）で集められた排ガス中に浮遊する飛灰は、飛灰処理設備にてセメント、重金属固定剤、水を混練機で混ぜ合わせて重金属が溶け出さないように処理をした後に、灰ピットへ送られています。



飛灰処理設備



お問合せ先

資源循環局施設計画課長 鈴木 伸明 Tel 045-671-4145
 資源循環局施設課長 安室 睦芳 Tel 045-671-2527

横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時における薬品供給の協力に関する協定

横浜市と小林化学産業株式会社（以下「協力者」とする）とは、災害時における薬品供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し横浜市内に甚大な被害を受けた場合、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、横浜市のごみ処理継続に必要な薬品の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 横浜市は、災害時のごみ焼却において、ごみ焼却に必要な薬品の供給が必要となったときは、協力者に対して薬品供給の協力を要請することができる。要請を受けた協力者は可能な限り協力するものとする。

（協定に基づく要請及び契約）

第3条 災害時の薬品供給の要請は、横浜市が口頭等により行い、相手側の承諾をもって成立する。協力要請は横浜市資源循環局長が行うものとする。なお、横浜市契約規則第34条第3項第3号により、契約書の作成を省略することができる。

2 横浜市が協定に基づく要請を行った場合の要請内容の確認に必要な連絡、通知は「災害時における薬品供給に関する協力要請」（以下「様式1」とする）による。なお、緊急時においては様式1を省略できる。

（協力承諾）

第4条 協力者が要請を承諾した場合、速やかに「災害時における薬品供給に関する協力要請に係る承諾書」（以下「様式2」とする）を横浜市に提出するものとする。なお、緊急時においては様式2を省略できる。

2 協力者が要請を承諾した場合、速やかに要請内容の確認に必要な要件を記載した見積書を提出する。

（薬品供給）

第5条 薬品供給活動を履行するにあたり、協力者は当該施設職員の指示に従うものとする。

2 横浜市は円滑な薬品供給が得られるように、協力者に対し当該施設及びその周辺の被災・復旧状況等必要な情報を提供する。

（費用負担）

第6条 協力者がこの協定に基づく契約により要した費用については、横浜市が負担するものとする。

2 前項における費用の決定にあたって、協力者は業務履行後、算出根拠となる業務内訳書を横浜市に提出し、横浜市及び協力者が協議して決定するものとする。

（事前体制）

第7条 横浜市、協力者双方は、毎年4月1日を基準日として連絡者氏名、連絡先及び組織体制をその年の4月末日までに互いに文書で提出するものとする。なお、代表者等の変更があった場合はその都度、速やかに連絡し、文書を提出すること。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、横浜市及び協力者が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1箇月前までに、横浜市又は協力者の一方から文書で協定終了の意思表示をしない限り、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(連絡会議)

第10条 横浜市及び協力者は申出により、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、横浜市及び協力者双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 11月 1日

所在地 横浜市中区港町1-1

横浜市 市長 林 文子 印

所在地 横浜市鶴見区梶山2-29-8

協力者 小林化学産業株式会社

代表取締役 小林 政仁 印

横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時におけるセメント供給の協力に関する協定

横浜市と株式会社永島商店（以下「協力者」とする）とは、災害時におけるセメント供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し横浜市内に甚大な被害を受けた場合、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、横浜市のごみ処理継続に必要なセメントの確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 横浜市は、災害時のごみ焼却において、ごみ焼却に必要なセメントの供給が必要となったときは、協力者に対してセメント供給の協力を要請することができる。要請を受けた協力者は可能な限り協力するものとする。

（協定に基づく要請及び契約）

第3条 災害時のセメント供給の要請は、横浜市が口頭等により行い、相手側の承諾をもって成立する。協力要請は横浜市資源循環局長が行うものとする。なお、横浜市契約規則第34条第3項第3号により、契約書の作成を省略することができる。

2 横浜市が協定に基づく要請を行った場合の要請内容の確認に必要な連絡、通知は「災害時におけるセメント供給に関する協力要請」（以下「様式1」とする）による。なお、緊急時には様式1を省略できる。

（協力承諾）

第4条 協力者が要請を承諾した場合、速やかに「災害時におけるセメント供給に関する協力要請に係る承諾書」（以下「様式2」とする）を横浜市に提出するものとする。なお、緊急時には様式2を省略できる。

2 協力者が要請を承諾した場合、速やかに要請内容の確認に必要な要件を記載した見積書を提出する。

（セメント供給）

第5条 セメント供給活動を履行するにあたり、協力者は当該施設職員の指示に従うものとする。

2 横浜市は円滑なセメント供給が得られるように、協力者に対し当該施設及びその周辺の被災・復旧状況等必要な情報を提供する。

（費用負担）

第6条 協力者がこの協定に基づく契約により要した費用については、横浜市が負担するものとする。

2 前項における費用の決定にあたって、協力者は業務履行後、算出根拠となる業務内訳書を横浜市に提出し、横浜市及び協力者が協議して決定するものとする。

（事前体制）

第7条 横浜市、協力者双方は、毎年4月1日を基準日として連絡者氏名、連絡先及び組織体制をその年の4月末日までに互いに文書で提出するものとする。なお、代表者等の変更があった場合はその都度、速やかに連絡し、文書を提出すること。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、横浜市及び協力者が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1箇月前までに、横浜市又は協力者の一方から文書で協定終了の意思表示をしない限り、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(連絡会議)

第10条 横浜市及び協力者は申出により、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、横浜市及び協力者双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 11月 1日

所在地 横浜市中区港町1-1

横浜市 市長 林 文子 印

所在地 横浜市神奈川区二ツ谷町6-3

協力者 株式会社永島商店

代表取締役 鶴谷 定則 印

横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時におけるセメント供給の協力に関する協定

横浜市と株式会社渡邊商店（以下「協力者」とする）とは、災害時におけるセメント供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し横浜市内に甚大な被害を受けた場合、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、横浜市のごみ処理継続に必要なセメントの確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 横浜市は、災害時のごみ焼却において、ごみ焼却に必要なセメントの供給が必要となったときは、協力者に対してセメント供給の協力を要請することができる。要請を受けた協力者は可能な限り協力するものとする。

（協定に基づく要請及び契約）

第3条 災害時のセメント供給の要請は、横浜市が口頭等により行い、相手側の承諾をもって成立する。協力要請は横浜市資源循環局長が行うものとする。なお、横浜市契約規則第34条第3項第3号により、契約書の作成を省略することができる。

2 横浜市が協定に基づく要請を行った場合の要請内容の確認に必要な連絡、通知は「災害時におけるセメント供給に関する協力要請」（以下「様式1」とする）による。なお、緊急時には様式1を省略できる。

（協力承諾）

第4条 協力者が要請を承諾した場合、速やかに「災害時におけるセメント供給に関する協力要請に係る承諾書」（以下「様式2」とする）を横浜市に提出するものとする。なお、緊急時には様式2を省略できる。

2 協力者が要請を承諾した場合、速やかに要請内容の確認に必要な要件を記載した見積書を提出する。

（セメント供給）

第5条 セメント供給活動を履行するにあたり、協力者は当該施設職員の指示に従うものとする。

2 横浜市は円滑なセメント供給が得られるように、協力者に対し当該施設及びその周辺の被災・復旧状況等必要な情報を提供する。

（費用負担）

第6条 協力者がこの協定に基づく契約により要した費用については、横浜市が負担するものとする。

2 前項における費用の決定にあたって、協力者は業務履行後、算出根拠となる業務内訳書を横浜市に提出し、横浜市及び協力者が協議して決定するものとする。

（事前体制）

第7条 横浜市、協力者双方は、毎年4月1日を基準日として連絡者氏名、連絡先及び組織体制をその年の4月末日までに互いに文書で提出するものとする。なお、代表者等の変更があった場合はその都度、速やかに連絡し、文書を提出すること。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、横浜市及び協力者が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了1箇月前までに、横浜市又は協力者の一方から文書で協定終了の意思表示をしない限り、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(連絡会議)

第10条 横浜市及び協力者は申出により、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、横浜市及び協力者双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年 11月 1日

所在地 横浜市中区港町1-1

横浜市 市長 林 文子 印

所在地 横浜市栄区小菅ヶ谷4-32-25

協力者 株式会社渡邊商店

代表取締役 渡邊 伸一 印